

議案第 77 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）に伴い、勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) (略) (新設) 4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) <u>(10) 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。